

療養費支給の要件と提出書類について

治療用装具等を購入したとき

※ 保険医が治療上必要であると認め、その指示に基づき作製、装着、購入したものに限りませ

1. 治療用装具
2. 治療用眼鏡
3. 弾性着衣

【提出書類】

【1】のとき

- 療養費支給申請書
- 医師の意見書 [装着証明書] (原本) …… 医療機関より交付されます
- 装具の領収書 (原本)
- 装具明細 (内訳) 書 (写) …… 領収書に詳細が記載されているときは省略可
- 装具作製確認書
- 実際に装着する装具の写真 (靴型装具のみ)

【2】のとき

- 療養費支給申請書
- 治療用眼鏡等作製指示書 (原本) …… 医療機関より交付されます
- 眼鏡の領収書 (原本) …… 「装着者氏名」と「治療用眼鏡代である旨」が明記されているもの (レシートのみは不可)

【3】のとき

- 療養費支給申請書
- 弾性着衣等装着指示書 (原本) …… 医療機関より交付されます
- 弾性着衣等の領収書 (原本) …… 「着用者氏名」と「弾性着衣等代である旨と品名等の内訳」が明記されているもの (レシートのみは不可)